

明治期における青年団の生成と展開

佐竹 智子

(2011年10月6日受理)

Creation and Development of Youth Groups in Meiji Era

Tomoko Satake

Abstract: Youth Groups (Seinendan) played very large roles in youth education before World War II. Despite this, research on the history of Youth Groups has not done empirical verification based on many cases. Considering this point, this paper aims to explain the actual process of creation and development of youth organizations in the Meiji Era. Investigation produced the following findings. First, it was found that Youth Groups were created in two patterns. One pattern was newly established Youth Groups. The other was previous organizations reorganized into Youth Groups. Second, comparing the lineage of Youth Groups, more of them developed from Youth Associations (Seinen Kessha) than from older youth organizations. Third is the formation period, and important roles certain people played in the process of forming Youth Groups. Youth Groups began to form in the late 1880s. They expanded during the First Sino-Japanese War and Russo-Japanese War, and their numbers increased from the late 1910s onwards. One can say that Youth Groups were established through the Meiji Era. Also, Jinjo Elementary School Principals played a main guiding role in the establishment and development of Youth Groups. Fourth, one can say that the Youth Group concept was still not finalized when Exemplary Youth Group awards were given in 1910 and 1911.

Key words: Youth Groups, older youth organizations, Meiji Era

キーワード：青年団、若者組、明治期

はじめに

戦前青年教育において青年団が果たした役割はきわめて大きい。青年団史をめぐる先行研究を概観すると、大きく2つの系譜がある。その第一は、旧来の「若者組」, 「若連中」などに代表される若者組織¹⁾を自律的・自治性を持った教育機関と位置づけ、その伝統を正しく継承し、再編成されたものが青年団であると捉える立場である²⁾。こうした言説は、昭和初期から戦中期にかけての田澤義鋪や熊谷辰治郎らの財団法人日本青年館に関わる青年団指導者に代表される³⁾。もうひとつの系譜は、日本史研究の分野で鹿野⁴⁾や宮地⁵⁾が主張したように、青年団は、日露戦後の国家経営のなかで、地方改良運動の推進主体として国家的に組織化さ

れたという立場である。この場合、「若者組」についての見解は、第一の系譜と大きく異なる。「若者組」は、天皇制イデオロギーの浸透の障害物となったとみなす。したがって、それらの「若者組」の解体が、国家の要請に応じて誕生する官製青年団の前提であったという立論をとる。

ただし、これらの青年団史研究では、多くの事例に基づく実証的な検証はなされていない。本稿では、こうした点をふまえ、明治期における青年団の生成と展開の過程を実態的に解明することを目的としている。

なお、分析にあたっては、『地方自治青年団体模範事績』⁶⁾(明治43年)、『模範青年団の組織及び設備』⁷⁾(明治44年)の2冊を用いた。これらは、文部省に提出された「模範青年団」の報告書を収録し、出版され

たものである。明治43年、文部省は全国の青年団体の実状を把握するための大規模な調査を実施している。このとき、1,178の青年団体から報告が寄せられている⁸⁾。小松原文相は、補習教育の施設経営優良の観点から、82の青年団体を選び出し、表彰したことが記録に残されている。その翌年には、新たに54の青年団体を表彰し、それらの団体を「模範青年団」と称した。

どちらも、当時の青年団体のデータを全国的に網羅しているだけでなく（各県1団体から5団体選出されている。）、ひとつひとつの報告書が、沿革から運営形態、事業等まで詳細に把握できるという点で、貴重な研究資料とみなされた。しかも、報告書が提出された明治43年から44年は、やがて、政府によって青年団に関する訓令が相次いで発布される大正期に先行するため、初期青年団の生成過程と実態とを全国的規模で把握するには唯一にして、有益な史料となる。

第一節 青年団体の生成パターン

『地方自治青年団体模範事績』、『模範青年団の組織及び設備』に集録された136の青年団体について、それらの沿革について分析を試みると、概して3種の生成パターンからなることがみられた。

その第一は、「青年会」及び「青年団」（以下、「青年団」と表記。）として新規に組織された団体である。数でいえば、32団体、全体の3割を占める。

第二は、「前身となる組織」を有し、「青年団」へと移行していくパターンである。こうして「青年団」となった事例は、44団体を数えた。文部省によって顕彰された135団体のうち、「青年団」という名称を冠している団体は、76団体、全体の7割を占める。のこりの46団体は、「青年団」という名称をもたないにもかかわらず、「模範青年団」として選定されていることになる⁹⁾。「青年団」に移行することなく、「青年結社」

として活動した団体、これが三つめのパターンである。

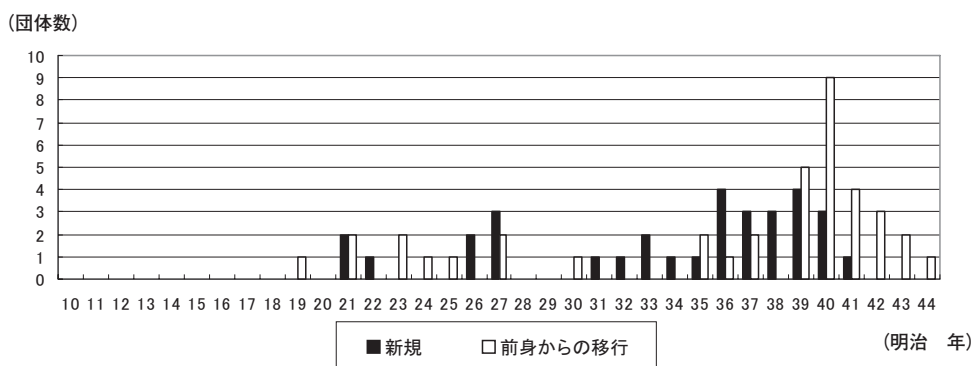
これら生成パターンの異なる3種の青年団体の設立時期を考察しようとしたのが、図1である¹⁰⁾。

まず、「青年団」として新規に設立された32団体の設立時期をみてみよう。この種の「青年団」は、明治21年の福島県河沼郡八田青年会の設立を嚆矢とする。その後、22年、26年、27年に設立されているが、8団体に限られている。明治20年代の動きは緩慢である。しかし、明治30年代、特に後半になると、毎年3団体から4団体が新設されるようになる。そして、そうした動向は明治40年代初頭まで続く。

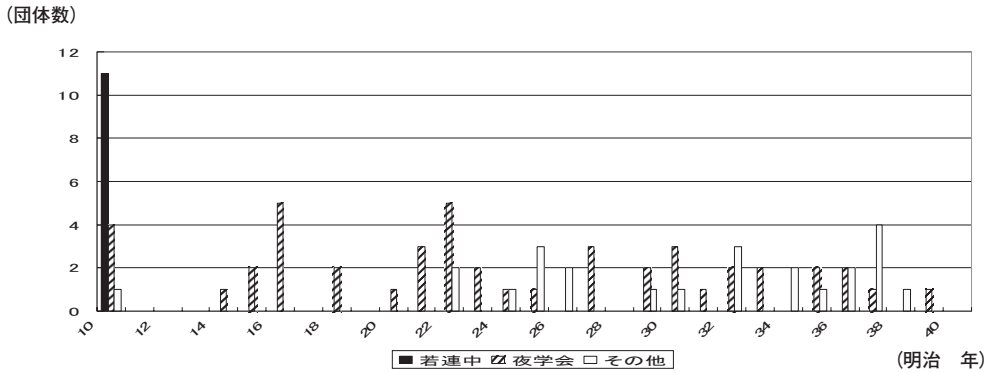
他方、「前身となる組織」が「青年団」へと改称した例は、明治19年の熊本県菊池郡西合志村里石青年会に端を発する。その後、明治27年までに9団体が「青年団」へと移行している。明治30年代をみると、「青年団」新設の動向を追う形で、後半から40年代初頭にかけて「青年団」に改称する動きが加速している。特に明治39年から44年までの5年間の増加は著しい。

ところで、「青年団」の「前身となる組織」とは、どのような組織であったであろうか。史料に記載された組織の沿革を整理してみると、「前身となる組織」は大きく2つに分類できる。そのひとつは、「若者組」、「若者仲間」、「若連中」などと称される、地域に旧来から存在した若者組織である。周知のごとく、これら若者組織は、近世後期に全国各地に誕生をみている。若者たちは、強制的に加入させられるのが通例であり¹¹⁾、主に、村落運営上必要な消防、夜警、祭礼などの機能を担っていた¹²⁾。

ふたつめは、明治維新以後に誕生した「青年結社」である。その大部分を占めるのが、夜間や農閑期を利用して学習を行う「夜学会」である。「学術研究会」、「同窓会」、「卒業生講習会」など名称は多様である。学習内容をみると、読書や珠算を行っている団体が多い。「夜学会」では、日常生活上必要な読み書き能力、計



<図1：「青年団」の設立時期動向>



＜図2：「前身となる組織」の設立時期動向＞

算能力の向上を企図してたことがわかる。

ただし、例外もある。たとえば、奈良県鴨学友会では、夜学を開催し、「良家の子弟を集めて道徳法律を毎夜説き聞かせ」¹³⁾ている。また、千葉県香取郡では、江戸後期の農政学者である大原幽学が唱導した「性学」(儒学を基礎とする独自の実践道徳)の精神を学ぶことを主眼としていたようだ¹⁴⁾。さらに、高知県吾川郡横濱自治会のように、「泰西の文明を注入するの目的を以て主として翻訳書を教授」¹⁵⁾した例もある。

「夜学会」以外の「青年結社」としては、農事改良を主眼としたものもみられた。たとえば、佐賀県西松浦郡曲川村では、「青年農芸会倶楽部」を設立し、肥料、農具、種子の共同購入や苗代品評会を行っている。また、山梨県朝井村西部青年報徳会では共同耕作地を保有し、稲や野菜の試作を実行している。

さらに、「公共労働」を目的に組織された「青年結社」もある。代表的なものとしては、道路改修、荒蕪地の開墾などを実行した熊本県横島村自彊会¹⁶⁾や大分県古宮青年親友会¹⁷⁾を挙げることができる。

地域に貢献しようとする活動は、秋田県南秋田郡馬場目村や福岡県浮羽郡永縄村でもみられる¹⁸⁾。前者の場合、「同窓会」と称する組織を設立し、夜間に草鞋をつくるなどの労役に勤しみ、部落の復興に寄与したと記載されている¹⁹⁾。福岡県浮羽郡永縄村の森部矯風会では、製作した草鞋を恤兵部に献納している。こうした活動は、全国各地で行われていたようだ。青年指導者としてのちに注目されることとなる山本瀧之助も地元沼隈の「千年少年会」と称した「青年結社」の活動の一環として800足の草鞋を海軍に献納したことが、日記に書き残されている²⁰⁾。

ここまでみてきた「青年結社」は、一連の近代化施策が進行するなかで生じた社会の変革や乱れに対応する形で出現してきた。その意味において、「若者組」とは根本的に性格を異にする。

図2は、「前身となる組織」の設立時期を示したものである。報告書に集録された136団体のうち、「若者組」を母体とするものは11団体ある。設立時期については、便宜上、「明治10年」に一括してまとめて示している。

一方、「青年団」の前身となった「青年結社」は33団体ある。これら「青年結社」は、明治を通じて随時結成をみたことが指摘できる。

第二節 青年団体の生成過程

青年団体には、3種の異なる生成パターンがあることを明らかにした。つぎに、その生成過程で重要な役割を果たした人物に着目した。

まず、新規に「青年団」が設立された場合についてみてみよう。新規に設立された32の「青年団」のうち、主唱者が明らかとなったのは12団体である。設立を主導した人物と青年団の設立年を一覧にしたものが、表1である。「青年団」の新規設立には、尋常小学校長が重要な役割を果たしたことがわかる。

たとえば、尋常小学校長を中心に設立された秋田県河邊郡の下黒瀬青年会では、その目的を次のように記している。

本会は部落風紀の改善、青年の智徳の修養の爲下黒瀬小学校長小野崎鞠負並に同地青年菊池鉄五郎堀井久治佐藤源蔵七尾衛丸の諸氏相謀り明治三十五年二月に設立せるものなり²¹⁾

また、小学校長と主任訓導が協同して青年会を設立した宮城県牡鹿郡石巻町釜青年会を例にとると次のようである。

明治三十九年門脇小学校長、釜分教場の主任訓導等の熱心なる唱導に依り土地の有志者青年奮奮して創立したるものにして智徳の修練身体の鍛錬風儀習慣の改良を目的とす²²⁾ (傍点筆者)

さらに、大阪府南河内郡の黒山村青年会では、「従来

<表1：「青年団」新規設立の主唱者>

重要な役割を果たした人物	設立年
県議会議員	明治21年
青年	明治22年
役場吏員	明治26年
尋常小学校校長	明治31年
尋常小学校校長、青年の協議	明治35年
分教場の主任訓導	明治36年
尋常小学校校長	明治37年
教育会	明治37年
尋常小学校校長、学務委員の協議	明治38年
尋常小学校校長	明治39年
尋常小学校校長、村長の協議	明治40年
尋常小学校校長、村長、青年の協議	明治41年

の若連中なるものに風儀を矯正する目的²³⁾をもって尋常小学校長と村長の協議のうでで設立されたという経緯をもつ。奈良県宇陀郡の大野青年会は、「矯弊機関として青年団を組織せんこと²⁴⁾」という尋常小学校長の発議がきっかけとなり「青年団」の設立に至っている。

ここまでみてきたように、尋常小学校長が主唱者となり「青年団」が設立された場合、その目的には「風紀の改善」がもれなく掲げられている。その背景について詳しく記載している事例が、香川県加茂村青年会である。

本会は明治三十七年一月の創立にして当時の本村青年の風紀は大いに廢頽して夜夜悪戯の如き実に言語に絶へるなきものありて学校教育の減殺するの傾向を有したり。本村立加茂尋常小学校長末包善八は大いに之を憂へ青年会を設立して知徳を練磨精神的に風紀改善を図らんことを企つ²⁵⁾。

ここにみるように、地方の青年たちの風紀の乱れは、学校教育における教育の効果を減衰させる元凶であった。当時の状況をより詳細に著した一文が大正12年発刊の『沼隈郡誌』にある。

古来若連中若くは若者組と称する団体は大字或は小字を区域として郡下各町村に存在せり。(中略)これ等の各団体に於ける積年の情弊は、倍々地方青年の風紀を紊り軋轢紛争を能事とし、弊習蛮風に耽溺し、殆ど匡正の途なきに至れり。之等の団体が啻に少年子弟を蠱毒せるのみならず、学校教育地方風教に累を及すこと甚大なりしは識者の常に憂慮せし所なり²⁶⁾。

「若者組」は、「匡正の途なき」といわしめるほどに地方の風紀を乱していた。明治維新以後、近代国家制度が確立するなかで、伝統的な消防や夜警などを実施する必要をなくした「若者組」は、喧嘩、賭博、飲酒などを繰り返していた。そういった悪習は、尋常小学校を卒業した「少年子弟」にも悪影響を与える。尋常

小学校長をはじめとする有識者が憂慮していたのは、この点であった。

つまり、地域における学校教育の効果を維持するとともに、田舎の若者たちの更正活動²⁷⁾を推進するための方途として、彼らは「青年団」を創設したことがわかる。

つぎに、「青年結社」が結成をする際、どのような人物が重要な役割を果たしたかみてみよう。それを示したものが、表2である。ここにみるように、「青年結社」の多くはそもそも青年を中心に設立されている。

<表2：「青年結社」の設立の際の主唱者>

重要な役割を果たした人物	「前身となる組織」の設立年
教育会	明治14年
青年	明治15年
青年	明治20年
青年	明治21年
青年	明治23年
尋常小学校校長	明治24年
青年	明治27年
青年	明治30年
青年	明治32年
青年	明治34年
青年	不明（明治20年以前）
村長	不明（明治37年以前）

青年たちが「結社」を設立した意図は、いくつかの事例から窺い知れる。明治23年、青年有志が発起人となり、「夜学会」を結成した鹿角郡去澤村田郡同窓会では、その目的を次のように説明している。

当部落は山間僻隊の寒村にして尋常小学校の外教育機関なく進んで学修せんとするものもあるも学ぶの道なきを憂へ²⁸⁾

ここには、学習意欲があるにもかかわらず、それを満たす場がないという地方の青年たちの実状があらわれている。同様に、地方の青年たちの自主的な学習グループとして誕生した「夜学会」は、他にも6団体ある。そのうち、神奈川県内郷村では、小学校の卒業生が自主的に集まり、「夜学会」を設立している。

各部落に青年团的なもの成立し小学校の卒業生等が各自部落内の有志家或は教員の家に集まりて自治的夜学会を催すを常とせり²⁹⁾

また、埼玉県星宮青年矯風会では、村内の青年十数人が農閑期を利用して小学校内に集まり、教員に指導を求め、学術の研修を行っている³⁰⁾。

こうした背景には、森有礼文相のもとで発せられた明治19年の中学校令の影響がすくなくない。地方税によって維持される中学校は各県一校に限るとする「一府県一中学校」政策が打ち出されたことで、地方中学校は激減を余儀なくされた。とりもなおさず、これは、中学校進学者の収容能力の逡減を意味する³¹⁾。いわば、

近代学校制度から見放された存在にあった地方の青年たちは、自らの力で学習機会を獲得するしかなかった。

他方、学習機会の獲得以外の意図をもって設立された「青年結社」についてみてみよう。たとえば、山形県東村山郡では、青年自らが地域の風紀の乱れを課題とし、村内の悪風を掃討することを意図し、「九友会」と称する「青年結社」が設立されている。

明治二十二年町村制実施以来村内党派の軋轢甚しく秩序を紊乱し風紀は頽廢せり爰に於て現時の大寺小学校長本田幸吉当事未だ青年なりしが深く之を慨嘆し明治二十三年同志九名と夜学会を起し九友会と称し互に学徳を励み忽然として全村の悪風を掃蕩せんことを努めたり³²⁾

また、秋田県南秋田郡馬場目村のように、村の困窮した生活ぶりを慨嘆した青年たちが、「青年結社」を設立し、その解決にあたらうとした例もある。

南秋田郡馬場目村杉澤は保呂瀬峠の険坂を以て本村に隔離し交通最も不便なり町村制実施の際本村部落と合併して新に村を成せりと雖も貧弱にして生活の程度低く漸次衰弱の状あるを遺憾とし明治三十四年二月青年糾合して杉澤同窓会を設立(下略)³³⁾

日清・日露両戦争を経験すると、「戦時に際しては各々決死の覚悟するをなすは独り軍人のみにあらざる」³⁴⁾という考えが台頭してくる。青年たちのそうした熱き思いで結成された例は、新潟県南蒲原郡荒澤青年立志会などがみられる。

これら、「青年結社」および「若者組」が、「青年団」へと移行する際に重要な役割を果たした人物を集計したものが表3である。「青年団」への移行の際には、尋常小学校長を筆頭に、訓導や学務委員など、地域の教育関係者が重要な役割を果たしている。それに加え、村長をはじめとする行政関係者の関与は無視できない。

こうして改組した「青年団」の定款や規約の類からは、教育関係者や行政関係者など主導的な役割を果たした人たちの意図したものがみえてくる。たとえば、熊本県菊池郡西合志村の黒石青年会は、青年が自主的

に運営していた「夜学会」を基盤にし、尋常小学校校長が青年会に改組している。同会の目的をみるとつぎのようである。

本会の目的は忠良なる帝国臣民となり其の本会を全うし風紀の改善智徳の取得勤勉貯金農事の改良に在り³⁵⁾

また、同様に尋常小学校長の尽力によって「青年団」へ移行した福岡県築上郡八津田村の今津青年会では、その目的に「風紀改善、精神修養、補習教育、勤儉貯蓄」³⁶⁾の4点を掲げている。

こうしてみると、「青年団」の生成過程で重要な役割を果たした人物が尋常小学校長であった事実がみえてくる。では、なぜ尋常小学校長が「青年団」の設立および移行に大きな役割を果たしたのであるのか。その背景を時代を追ってみていく。

「青年団」設立の最初の契機となったのは、明治21年の町村制の発布と明治22年の徴兵令改正である。町村制の発布は、明治の新国家体制下に市町村を明確に位置づけた。これにより、将来市町村の中堅となる青年たちを教育する必要が生じた。それに加え、全青年に徴兵義務を拡大させた徴兵令の改正に伴い、その特別教育が「青年団」における補習教育の一環として促進されていくようになる³⁷⁾。

さらに、明治30年代にはいると、文部省は徴兵検査の際に実施された学力調査である壮丁教育調査の結果、多くの青年が、文盲ないし自分の名前しか満足に書けないという現状³⁸⁾を打開するために、「補習教育ノ発達ヲ図ルニ就テ最も簡易ニシテ有効ナル方法」として「青年団」の善用を奨励する。こうした文部省からの勧奨もあり、尋常小学校長を中心とした「青年団」が組織化されるに至ったのである。

つまり、「青年団」は、明治新国家体制下で行政村が成立するとともに出現してきたといえる。旧来のムラの慣習を継承する「若者組」は、新しい村治にとって障壁となった。それとともに、明治新国家体制下で活躍できる青年を育成する必要もでてきたのである。もっとも多くの「青年団」が「風紀改善」と「智徳の修養」を目的にしているのは、そのためである。そのような理由から、「青年団」の生成過程は、全国的に同様の傾向を示すことが明らかとなった。

第三節 青年団体の事業をめぐる動向

青年団体が実施した事業からは、当該団体の社会的役割や特徴が明らかになる。

そこで、「青年団」として新設された32団体がどのような事業を実施していたのかについてみてみよう。

<表3：「青年団」へ移行する際の主唱者>

重要な役割を果たした人物	「青年団」へ移行した年
尋常小学校校長	明治19年
役場吏員	明治27年
青年	明治35年
青年(若者頭)	明治37年
農学校長	明治39年
尋常小学校校長	明治40年
尋常小学校校長 村長 議員の協議	明治40年
尋常小学校校長 村吏員 各部落の青年代表の協議	明治43年

「青年団」が実施した事業を分析していくと、大きく4種に大別することができる。多くの「青年団」は、夜学会及び実業補習教育を実施していた。それに加え、図書館・文庫・新聞雑誌縦覧所などを設置して、教養の向上をめざしていた例もある。これらの活動を補習教育として分類した。

事業のふたつめには、収益・勤儉貯蓄事業が目玉される。「青年団」にかぎらず、概して青年団体は会費、労働収入、共同貯金の3つを主な運営資金源にしていた。地域の篤志家からの寄付金、行政からの補助金を得ている団体もあったが、それらは64団体、全体の4割に過ぎない。しかも、寄付金と補助金のみで運営を行っている団体は10団体のみで、全体の1割に満たない。すなわち、青年団体の運営資金は青年自らが調達しなければならなかった。そのため、彼らは、行政からの依託で、公共建物の建設、道路修繕などの請負事業で収入を得ている。これら「青年団」運営に要する経費をまかなうための事業を収益・勤儉事業と呼ぶことにした。

三つめとしては、農事改良・産業殖産に関わる事業を挙げることができる。それらはひとまず共同生産事業と名づけることにした。たとえば、共同試作場における農事研究(品種改良や肥料実験など)や共同養鶏、養魚、共同販売など各地域の実情に応じて実行されている。共同生産事業を通じて得た収益は、青年団体の資本となるため、収益・勤儉貯蓄事業と連動の一環として行われた部分もある。ただし、共同生産事業は、地域の産業振興を目論んでいたところに特徴がある。

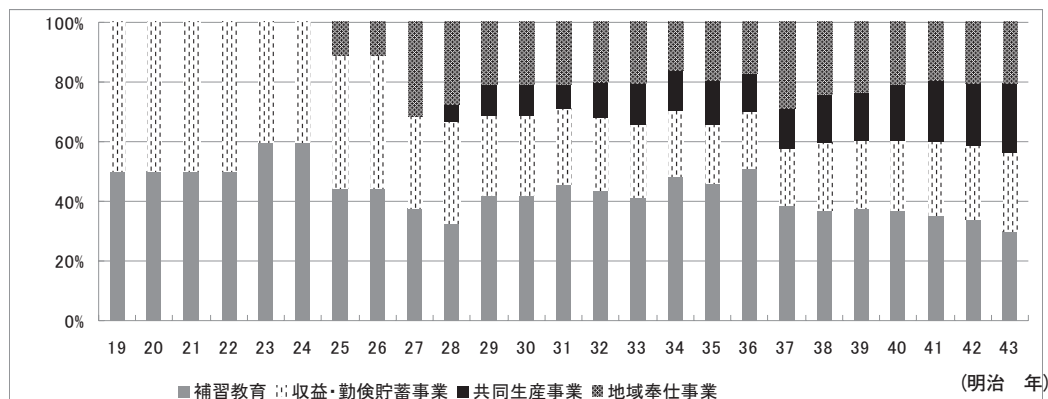
そして四つめが、地域奉仕活動である。治安維持(消防活動、夜警など)、銃後の備え(出征軍人の送迎、出征軍人家族の支援、殉職者の慰霊など)、労働奉仕(公共建物の建設、道路修繕などの公共事業を無償で実施)、慈善事業(貧困者の救済、災害時の救援活動など)

などである。

「青年団」が実施したこれらの4種の事業の実施状況を年次ごとに集計したものが図3である。「青年団」の草創期にあたる明治20年代までは、青年団の事業は、補習教育と収益・勤儉貯蓄事業の2つで構成されている。つまり、夜学会をはじめとする教育機能とその運営を支えるための収益事業が、初期青年団の主要な活動であった。

つづいて、「前身となる組織」が「青年団」に移行することによって事業内容にどのような変化をきたしたのかについて考察してみよう。図4は「若者組」および「青年結社」が「青年団」へと移行する前年の実施事業を円グラフで示したものである。それにしたがえば、補習教育が、事業全体の7割強を占めている。それに対し、共同生産事業と収益・勤儉事業実施は低い。ところがそれが「青年団」へと移行すると事業内容は変化する。図5は図4に示した組織が「青年団」に改組された年の事業を円グラフで示したものである。「青年団」への移行によって実施事業が大きく変化することがみてとれる。それまで7割強を占めていた補習教育の割合は、4割まで減少する。それにひきかえ、収益・勤儉貯蓄事業、共同生産事業、地域奉仕活動が大幅に増加をみる。すなわち、「青年団」とは、地方における青年の補習教育をはじめ、産業の発展、地域貢献など4種の事業をまんべんなく実施する多機能組織であった。

他方、「青年団」に移行することなく、「青年結社」として活動しつづけた46団体の事業内容はどうか。それを示したのが図6である。明治10年から13年の4年間をみると、補習教育のみが実施されている。この時期、「青年結社」は学習機会の獲得を主眼として設立されたことと関わっている。その後、明治14年になると、共同生産事業が実施されはじめる。「青年結社」



<図3：青年団の実施事業の動向>

の実施事業が大きく変化するのは、明治22年以降である。「青年団」よりも早い時期に4種の事業が実施されるようになる。地域奉仕活動への取り組みは、明治21年に創設された群馬県碓氷郡豊岡村豊岡同窓会の場合でみられる。同会では、「創設以来毎年軍人入退営者の送迎をなし現役兵に対しては屢々慰問状を發す」³⁹⁾と述べて、自主的な軍人援護事業をいち早く実行している。

ただし、この時期のすべての「青年結社」が網羅的に4種の事業を行ったというわけではない。前節でみたように、「青年結社」は、ある特定の目的と機能を持って設立された場合が多いからである。その意味において、明治40年以降の動きに着目したい。この時期には、たとえ「青年団」へと移行することはなくとも、事業そのものは「青年団」とほぼ同様の様相を示すことが明らかとなった。やがて、報告書が提出された明治43年には、4種の事業を網羅的に実施する団体へと変化をみている。

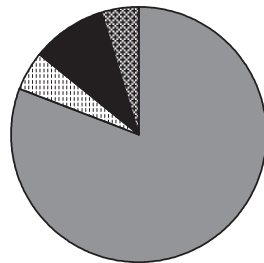
こうした青年団体の事業の変化をみていくと、ある特徴がみえてきた。「青年団」の実施事業を示した図3と「青年結社」の実施事業の変化を示した図6の地域奉仕事業の変化に着目していただきたい。最初に大きな変化がみられるのは、明治27年である。それまで、ほとんど実施されていなかった地域奉仕事業が3割を占めるようになる。翌年の明治28年以降、共同生産事業が占める割合も増加傾向をみる。この背景には、明治27年に開戦した日清戦争の影響が大きい。たとえば、広島県沼隈郡神村青年会は、その間の事情をつぎのように説明している。

明治二十一年六月本村部落奥田組の青年相謀りて旧来の若連中以外に共進会と称する団体を組織し智徳の研磨を計る為隔月一回会合し時々講談会を開き又明治二十七八年戦役に於ては出征軍人慰問、殉職者追弔遺族慰籍等を為し・・・⁴⁰⁾

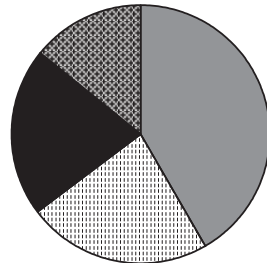
こうして地域における青年団体の事業は、変化をしていくが、明治36年までは、大きな事業割合の変化はない。つぎに、大きな変化がみられるのが明治37年である。これは、日露戦争開戦の年にあたる。

たとえば、奈良県宇陀郡大野青年会は、明治31年に設立され、当初は夜学を開催し、読書や遊戯を楽しみ、時に討論会を開き、各自の意見交換を行っていた。それが、日露戦争を機につぎのような事業を開始する。

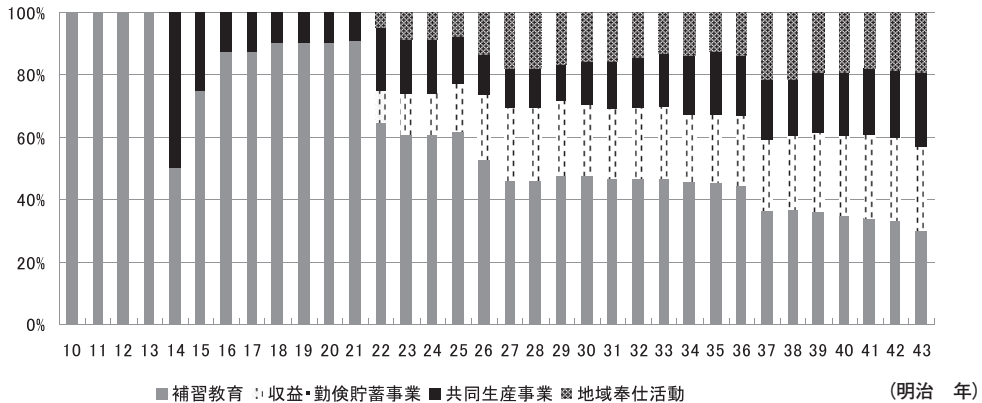
戦役のあるや応召軍人中貧困又は家人人少の者に対しては会員が雨天又は夜間に於て働きたる



<図4：青年団へ移行する前年の実施事業割合>



<図5：青年団へ移行した年の実施事業割合>



<図6：青年結社の実施事業の動向>

繩を持ち寄り之を売却して得たる金を贈与する等力めて怠らず⁴¹⁾

また、京都府乙訓郡大枝村青年会でも軍人家族の援助として次のようなことを行っている。

会員中入営又は出征し無人にて困難せる家に対しては役員監督の下に会員をして其家業を援助せしめて会員互助及親睦を計れり⁴²⁾

ここにみられるように、日清・日露戦争に伴う地域奉仕事業は軍人援護活動を中心に全国各地で実施されていた。その背景にはつぎのような事情があった。当時、徴兵による負担はすべて兵士とその家族に課せられていた⁴³⁾。入隊後の生活費までも自分で賄わなければならない厳しい実情があったのである。これは、農業中心の地方の青年にとって大きな負担であった。こうした問題を解決するために動いたのが、青年団体であったのである。すなわち、日清・日露戦争を契機に実施されるようになった地域奉仕事業は、村落共同体における相互扶助活動であった。このような扶助体制は、国家が制度として用意したものではなかったのである⁴⁴⁾。「青年団」および「青年結社」における地域奉仕活動は、青年たちの互いの生活を守るための手段であったといえよう。

このように、日清・日露戦争は、青年団体の実施事業の変化に大きく関与している。つまり、青年団体は、日清・日露戦争を契機に、初期の補習教育機関としての組織から、相互扶助組織へと変化をみた。

おわりに

本稿においては、明治期における青年団体の実態を解明し、先行研究における青年団史を捉えなおすことを目的に考察した。その結果、大きく4つのことが指摘できる。

第一に、青年団の生成には2つのパターンがあることが明らかになった。ひとつは、「青年団」を新規に設立するやり方である。ふたつめは、「前身となる組織」を持ち、それを基盤にして改組し、「青年団」を結成する方法である。

この場合、「前身となる組織」には2種類のものがあることがわかった。そのひとつは、「若者組」に代表される伝統的な若者組織である。そしてもうひとつは、「夜学会」をはじめとする明治期に新たに出現した「青年結社」である。さらに詳細にみていくと、「若者組」を前身とする場合でも、「青年結社」を経て「青年団」へと改組されたパターンもある。また、「青年結社」のまま活動し続けた組織も多数みられた。

ここで、着目しなければならないのは「青年結社」

の存在である。「青年結社」の研究で代表されるものに木村の研究がある。ただし、木村は「青年結社」の存在に注目しているものの歴史的な役割について実証的に検証していない⁴⁵⁾。この点は、社会教育史研究でも看過されてきた。

「青年結社」が「青年団」の生成過程で大きな役割を果たしたことを、本稿で確認できた。しかも、「青年団」生成の2つ系譜を比較すると、「青年結社」を基盤にして「青年団」へと発展したパターンが圧倒的に多数を占めた。これが、研究成果として指摘すべき第二点目である。この結果は、「若者組」の伝統を継承した形で「青年団」へ再編成されたという田澤や熊谷ら財団法人日本青年館に関わる青年団指導者による見解とも、木村の言説とも異なる。

なぜ若者組の流れを汲む青年団が少ないかは、青年団の生成にかかわった人物たちの移行が影響しているようだ。「青年団」の設立および移行に際して主導的な役割を果たしたのは、主に尋常小学校長であった。彼らは、明治の新国家体制のなかで活躍できる青年の育成の必要性を感じていた。しかしながら、当時の若者たちの実態は、その理想とはかけ離れたものであった。

その背景には、明治の新国家体制下で大きな弊害をもたらすという「若者組」の存在があった。「若者組」は、若者の悪行を助長するものでしかなかった。その弊害は地域の風紀を乱し、さらには、尋常小学校運営にも悪影響を与えるものであった。そういった問題を解決するためには、「若者組」を解体し、それに代わる新たな青年団体を生成することがどうしても必要であった。「青年団」設立の目的に「風紀の改善」が掲げられたのは、そのためである。

ただし、このことは鹿野⁴⁶⁾や宮地⁴⁷⁾が主張したように、「青年団」が、日露戦後の国家経営のなかで、地方改良運動の推進主体として国家的に組織化されたという見解とはことなる。

それは、「青年団」の生成の時期をみても明らかである。「青年団」は、明治20年代初頭から生成されはじめる。また、「前身となる組織」から「青年団」への移行も同時期に始まっている。その後、日清戦争、日露戦争の時期に増設され、明治40年代以降その数を増やしていく。つまり、「青年団」は、明治期を通じて設立されてきたといえる。確かに日露戦争開戦の明治37年以降に新設および「青年団」への移行を果たした「青年団」は多い。ただし、本稿の分析の範囲では、全体の6割に過ぎないことが明らかとなった。

さらにいえば、日露戦後経営下の「青年団」は、「官製青年団」として国家的に組織されたとは言い難い事実がある。実際、大正初期の調査⁴⁸⁾によると、青年

団の団員の構成員は20歳から50歳までと広範囲にわたっていた。これは、内務・文部両省が定めた義務教育を終了した者から20歳までに限定するというものとは大きくかけ離れている。また、地方改良運動下の青年団施策において、内務省が推奨した市町村を設置区域とする青年団は全体の約2割に留まっており、青年団の活動目的、事業についても政府が打ち出した方針と一致するものはごくわずかであった。この事實は、地方改良運動下で進められた内務・文部両省による青年団施策が、未整備なままであったことを物語っている。

第三に、少なからず存在した「青年団」へ移行をみた「若者組」の特徴を指摘する。ひとつに、鹿児島県始良郡下井青年会や南村山郡中川村青年会のように消防や夜警を代表とする伝統的な地域奉仕活動を継承していることである。ふたつめに、愛媛県温泉郡正岡村青年会、三重県鈴鹿郡内村青年会や広島県安佐郡狩小川村麻下青年会のように、「青年団」へと移行する以前に、「若者頭」が中心となり夜学を実行していることである。すなわち、「若者組」が持つ伝統的な地域奉仕活動の機能が脆弱化した組織は、明治以降に新たに出現した「青年結社」および「青年団」にとって代わられることとなり、解散を余儀なくされたといえよう。換言すれば、時代の要請に順応し、新たな事業をすすんで取りくんだことになる「若者組」にかぎって、「青年団」への移行が円滑に進んだと考えられる。

最後に、「模範青年団」の選奨が実施された明治43年、44年の時点では、「青年団」の概念はまだ確定していないことが指摘できる。明治43年、44年に選出された「模範青年団」が、名称という点でも多種多様であり、「模範的」な機能を有する団体でありさえすれば、選奨されたという事実が物語っている。というのも、そもそも、「青年団」に関する施策は、日露戦後経営下の地方改良運動⁴⁹⁾の時点では、成熟したものではなかったのである。

内務省が打ち出した「青年団」に関するはじめての施策が、明治38年9月29日に発せられた「地方青年団向上発達ニ関スル件」⁵⁰⁾である。その内容は、つぎのようなものであった。

内務省は、各地に散見される青年団が、日露戦争に「感激シテ蹶起セルモノ多キ」という認識の下、日露戦争終結と同時にその活動も停止されてはならないと主張する。そして、地方長官に対して、他の模範となるような優れた実践事例について報告を求めると同時に、それらの活動の持続と更なる発展に向けての督励を怠らないように要請した。

ここにみられるように、この時点では、青年団を奨

励すべきという方針は示されたが、その内容に踏み込んだ微細な規定はなかった。換言すれば、青年団の事業や運営については、その一切が各青年団に任されていたといえる。第三節で考察したように、「青年団」の事業は、明治初頭からの自主的な「青年団」の生成過程で構築されてきたものと考えられるからである。

もっとも、今回使用した史料のうち「青年団」への移行をみなかった「青年結社」がその後どのような道筋を辿ったのか、また、そもそも「模範青年団」として選奨されなかった全国に存在したはずの多くの青年団体についての検証は、今後の課題である。

【注】

- 1) 伝統的な若者組織には多様な呼称が存在したが、本稿では、慣例に従って「若者組」を採用する。
- 2) 日本青年団協議会編『日本青年団協議会二十年史』日本青年会、1971年、8頁。
- 3) 安藤耕己「戦後における戦前期青年団指導者の『復権』と『協同主義』—主に1960年代までの動向に着目して—」、『日本社会教育学会紀要』No.46、2010年、1頁。
- 4) 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』、筑摩書房、1970年。
- 5) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版、1973年
- 6) 浜中仁三郎編『地方自治青年団体模範事績』大日本護国会、1910年。
- 7) 松尾幸三郎『模範青年団の組織及び設備』開発社、1911年。
- 8) 日本青年団協議会編『日本青年団協議会二十年史』日本青年館、1971年、11頁。
- 9) 「青年団」以外の名称の団体名を列举していくと次の通りである。()内は団体数を示す。
同窓会 (7)、自彊会 (3)、同盟会 (2)、矯風会 (2)、親友会、斯道会、共励会、公知会、報徳会、小学校卒業生会、智徳会、明治会、青年有為会、青年一致会、青年義団、風俗改良会、青年興風会、温旧会、青年立志会、同志会、夜学共愛会、親睦会、自治会、二宮会、互盟社、耕余学舎
- 10) 136団体のうち、13団体は設立年及び沿革などの詳細な記述がなされていないため、123団体を対象として分析を進めた。
- 11) 岩田重則『ムラの若者・くにの若者 民俗と国民統合』、未来社、1996年、60頁。
- 12) 同上書、12頁。
- 13) 松尾幸三郎『模範青年団の組織及び設備』開発社、1911年、366頁。

- 14) 浜中仁三郎編『地方自治青年団体模範事績』大日本護国会, 1910年, 70頁。
- 15) 同上書, 268頁。
- 16) 松尾幸三郎『模範青年団の組織及び設備』開発社, 1911年, 652頁。
- 17) 同上書, 620頁。
- 18) 浜中仁三郎編『地方自治青年団体模範事績』大日本護国会, 1910年, 312頁。
- 19) 同上書, 152-153頁。
- 20) 多仁照廣編『青年団活動史山本瀧之助日記』(以下、「瀧之助日記」と略記。)第1巻, 日本青年館, 1983年, 177-178頁。
- 21) 松尾幸三郎『模範青年団の組織及び設備』開発社, 1911年, 149頁。
- 22) 浜中仁三郎編『地方自治青年団体模範事績』大日本護国会, 1910年, 122頁。
- 23) 同上書, 241頁。
- 24) 同上書, 247頁。
- 25) 同上書, 567-568頁。
- 26) 広島県沼隈郡編『沼隈郡誌』先憂会, 1923年, 373頁。
- 27) 大蔵隆雄「第二章 通俗教育期 第四節 青年教育の組織化」, 『日本近代教育百年史(7) 社会教育』, 教育研究振興会, 1974年, 583-584頁。
- 28) 松尾幸三郎『模範青年団の組織及び設備』開発社, 1911年, 482頁。
- 29) 同上書, 154頁。
- 30) 同上書, 217頁。
- 31) 天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代』, 新潮社, 1992年, 45-46頁。
- 32) 松尾幸三郎『模範青年団の組織及び設備』開発社, 1911年, 467頁。
- 33) 浜中仁三郎編『地方自治青年団体模範事績』大日本護国会, 1910年, 152-153頁。
- 34) 同上書, 88頁。
- 35) 同上書, 341-342頁。
- 36) 同上書, 323頁。
- 37) 上田利男『夜学—こころ揺さぶる「学び」の系譜』, 人間の科学社, 2000年, 312頁。
- 38) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第7巻, 1974年, 596頁。
- 39) 松尾幸三郎『模範青年団の組織及び設備』開発社, 1911年, 237頁。
- 40) 同上書, 82頁。
- 41) 浜中仁三郎編『地方自治青年団体模範事績』大日本護国会, 1910年, 248頁。
- 42) 同上書, 232頁。
- 43) 檜山幸夫「第二章 日清戦争と民衆」, 檜山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争—戦争の社会史』, 2001年, 171頁。
- 44) 檜山幸夫「第二章 日清戦争と民衆」, 檜山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争—戦争の社会史』, 2001年, 198頁。
- 45) 木村直恵『<青年>の誕生』新曜社, 1998年, 139-140頁。『<青年>の誕生』のなかで著者の木村は、「若者組」とも、国家的に養成された「官製青年団」とも異なる「青年結社」の存在を見出している。しかも、それらの青少年集団が、事例こそは認められてきたものの、多くの場合狭間の時期として黙殺されるか、どちらかのタイプ(「若者組」か「官製青年団」)に解消されていたと指摘する。ただし、木村の視点は、明治期における「青年」の誕生を明らかにするものであり、「青年団」に関する言及はなされていない。
- 46) 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』, 筑摩書房, 1970年。
- 47) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版, 1973年。
- 48) 玉井廣平『青年団の新世紀』, 大日本雄弁会, 大正11年, 33-34頁。『青年団の新世紀』には、当時の状況が次のように示されている。
- 当時の調査に依れば、組織即ち年齢の点に於ては、十二歳より五十歳までの者を含み、設置区域に於ては、団体数約二萬九千中、市町村を区域とするもの甚だ少数にして約六千余、部落大字等を区域とするもの最も多数を占め、約二萬三千余といふが如き状況にして、其他団長或は指導者の方針、団体の事業等大体に於て共通に点も亦之れありしと雖も、往々青年団体たる本旨に副はないもの少くなかつた。
- 49) 地方改良運動は、日露戦争に膨大な力を注いだ結果、低迷した経済を建て直すための方策として打ち出された。具体的には、国民経済力の強化と国民の自発的かつ積極的な協力体制の確立が急務とみなされた。そこでは、国家の基礎としての地方団体を、帝国主義国家としての日本を支えるに足るものとする事が強く求められていた。佐々木豊「地方改良運動と町村是調査」, 神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成』第一巻, 柏書房, 1986年, 44頁。
- 50) 熊谷辰二郎『大日本青年団史』付録, 不二出版, 1989年, 197頁。
- 地方青年団向上発達ニ関スル件
 近來地方青年会ナルモノ勃興シ將來望ヲ囑スヘキモノ少ナカラス之レ蓋シ時局ニ感激シテ蹶起セルモノ多キニヨルヘキモノヲシテ時局ト終始セシムルカ如キコト之レアリテハ之亦遺憾ノ次第二付益々勸奨誘掖永久ニ好成绩ヲ収メ候様御督励有之度就テハ此際左ノ事項御取調御回報有之度此段照会旁々申進候也
 (主任指導教員 小池源吾)